

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域活動団体などの参加・協力を得ながら、持続的に保存管理に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要である。また、百舌鳥古墳群の保存活用は、世界遺産課だけでなく、学校教育・生涯学習・コミュニティ（市民活動）・観光振興・都市整備なども関係することが想定でき、そのための連携体制の充実も求められる。さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中・長期的な視点で保存管理や整備・活用などの取組を充実させ、各項目の実現に向けてその成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、運営方向や問題点を改善していくことが求められる。

今後の保存管理や活用、整備の運営などについても、その進捗状況を把握しながら次のステップに向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。経過観察にあたって、第6章～第9章で計画した史跡の保存管理・活用・整備・運営体制について観察指標を設定し、自己点検する。

第2節 方法

(1) 保存管理・活用・整備・運営体制による経過観察の手順

史跡百舌鳥古墳群の価値を保存し、活用するため、保存管理・活用・整備・運営体制について、以下のとおりそれぞれ具体的指標と観察周期を定め、経過観察を行う。なお、日常的な史跡の経過観察については（4）で示す古墳カルテに基づき実施する。

計画における経過観察の指標と手法・内容

	項目	手法・内容	指標	周期
経過観察 保存管理における	追加指定	・追加指定予定地の指定状況の把握	・追加指定面積 ・指定古墳数	毎年
	公有化	・公有化計画の進捗状況の把握	・公有化面積	毎年
	日常的な維持管理	・墳丘の保存状況の確認 ・墳丘上の樹木の植生の把握 ・古墳群の景観の把握	・古墳管理台帳（古墳カルテ）、巡回情報更新の頻度 ・周辺の各種法令に基づく許可申請の件数 ・第3種地区及び未指定古墳の発掘届出・通知の件数	毎年
	現状変更	・指定地の現状の把握	・現状変更許可申請の件数	毎年
経過観察 活用における	調査研究における活用	・調査の報告や研究成果を掲載した報告書・紀要などの論旨と発行数の把握	・調査研究による機関刊行物の発行数	毎年
	学校・生涯学習における活用	・使用教材・副読本などの発行状況の把握 ・普及啓発の資料及びパンフレットの作成状況の把握 ・体験活動・講演会など実施状況の把握	・使用教材・副読本の発行部数 ・解説のための資料の発行部数 ・体験活動及び講演会などの開催数及び参加者	毎年
	地域・観光振興における活用	・観光・地域による利用状況の把握	・新聞の掲載数、市所有写真の利用数 ・堺市博物館や史跡来訪者数 ・ホームページの閲覧数	毎年
経過観察 整備における	保存のための整備	・古墳の復旧・修理の実施状況の把握 ・古墳の標柱・説明板の設置状況の把握	・復旧・修理を行った古墳数 ・標柱・説明板の設置数	毎年
	活用のための整備	・整備基本計画策定及び整備の実施状況の把握 ・活用に必要な便益施設などの施設整備状況の把握	・整備基本計画策定進捗率 ・設計・整備を行った古墳数 ・活用に必要な施設の整備数	毎年
経過観察 運営体制における	運営体制	・地域住民との連携状況の把握 ・関係課、団体との連携状況の把握 ・調査実施期間、費用、課内の体制 ・堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の活動状況	・団体数 ・ボランティア向け研修回数 ・連携して行った事業数、専門員数、予算 ・堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の開催数	毎年

(2) 計画全体の進捗状況の確認のための経過観察（自己点検）

本計画において計画されたことがどこまで実現しているのか、今後何をすべきなのかなどを確認するために自己点検は有効である。また、事業の途上においてはその推進状況を確認し、事業完了後においては管理・運営を円滑に進めるために、事業の内容及び現況、進め方などについて定期的に点検を行うことが必要である。その際には、事業の目標に立ち返り、事業を担当する者が自らの置かれた状況についての的確に検証することが重要である。

事業進捗自己点検

項目	実施例	取組状況			
		取組 未	取組 中	取組 済	備考（現状、目的、成果など）
関 計 する 画 こと 策 に 定 に	保存活用計画に基づいて実施されているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか(おおむね 10 年ごと)				
	総合計画と関連づけられているか				
保 存 管 理 に 関 す る こ と	史跡の本質的価値を十分把握し適正な方法で確実に保護されているか				
	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか				
	史跡の保存活用に有効でない要素の除却は遺構を傷付けることなく行われているか				
	土地の所有者や地域の協力を得て適切な維持管理がなされているか				
	定期的な点検により経年変化などを確認し、記録しているか				
	追加指定に向け、地権者を含め準備や動きがなされているか				
	公有化に向け、所有者などとの協議が十分になされているか				
活 用 に 関 す る こ と	史跡の現地公開が適切に行われているか				
	地域・関係団体・観光部局・近隣市と連携した活用を行っているか				
	歴史文化的観光資源としての活用がされているか				
	体験学習などは計画的に実施しているか				
	パンフレットなどは活用されているか				
	ガイダンスなどの施設は十分に活用されているか				
	ガイドの育成や支援を行っているか				
	学校教育・生涯学習における活用がなされているか				
	情報発信を適切に行っているか				

項目		実施例	取組状況				
			取組 未	取組 中	取組 済	備考（現状, 目的、成果など）	
整備に関すること	全般	整備基本計画は策定しているか					
		整備基本計画は見直しをしているか					
		整備基本計画に基づいて整備しているか					
		整備後は整備地・施設の状況を常に点検・管理しているか					
	保存のための整備・活用のための整備	遺構などに影響がないよう整備しているか					
		修復は伝統技術を尊重して実施したか					
		修復は専門技術者と連携し、専門技術を用いるよう検討しているか					
		経年変化や災害によるき損はないか。ある場合応急措置しているか					
		墳丘や景観に影響している樹木は伐採など適切に処理しているか					
		整備内容は発掘調査成果や学術的根拠に基づき検証しているか					
		史跡の価値が適切に表現されているか					
		遺構など本質的価値を保護して整備されているか					
		復元展示は、当時の技法・工法・材料について検討したか					
		案内板や説明板、便益施設（トイレ・四阿・ベンチなど）は適切な位置に配置されているか					
		施設は景観に調和したものとなっているか					
		運営・体制に関すること	史跡の保存管理・活用・整備に必要な体制が整えられているか				
			地域住民と協働した体制が整えられているか				
国・府・市関連部局との連携体制が整えられているか							
円滑な運営のため適切な連絡調整を図っているか							
維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか							
予算確保のための取組はあるか							

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』の史跡等・重要文化的景観の自己点検表並びに文化庁監修 2005『史跡等整備のてびき II 計画編』の史跡等整備における事業主体者の実施事項の点検を参考に作成

(3) PDCA の導入

本計画書に示された計画の実施にあたっては、PDCA サイクルの考え方を導入した経過観察を実施する。こうした経過観察の結果（評価）は、PDCA サイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

○計画立案（Plan）

本計画に基づき、史跡の保存管理・活用・整備を推進するための事業計画を立案する。

- ・ 保存活用計画を踏まえて、整備基本計画などを策定する。
- ・ 整備基本計画などを踏まえて、事業を設定する。
- ・ 計画・事業については、「実行・評価・改善」に基づき、適宜見直す。

○実行（Do）

本計画に基づき、今後事業を計画的に実施する。

- ・ 事業予算を確保する。
- ・ 計画の内容を踏まえて、事業を実施する。
- ・ 効果的・効率的な実施を図る。

○評価（Check）

経過観察指標に基づき、事業の内容が適切であるか、計画的に進められているかなどについて点検し、その結果を分析する。

- ・ 事業の進捗状況を踏まえ、事業の途中（毎年度・中間点など）、終了時に評価を行う。
- ・ 経過観察の結果を評価に反映させる。
- ・ 評価の大項目としては次のとおり想定する。なお、細部項目は計画における経過観察の指標と手法・内容による。
 - ・ 史跡の保存管理・活用・整備に関する効果の評価
 - ・ 運営体制に関する効果の評価
 - ・ 事業の進捗及び事業費に関する評価
 - ・ 市民（地域住民など）の参加・協働に関する評価
 - ・ 課題の有無、内容の評価など

○改善（Act）

抽出された問題点の解決方法を検討し、事業内容や進め方の改善を図る。自己点検票による経過観察の結果を次年度や新たな計画策定に反映させることにより、更なる事業推進を図る。

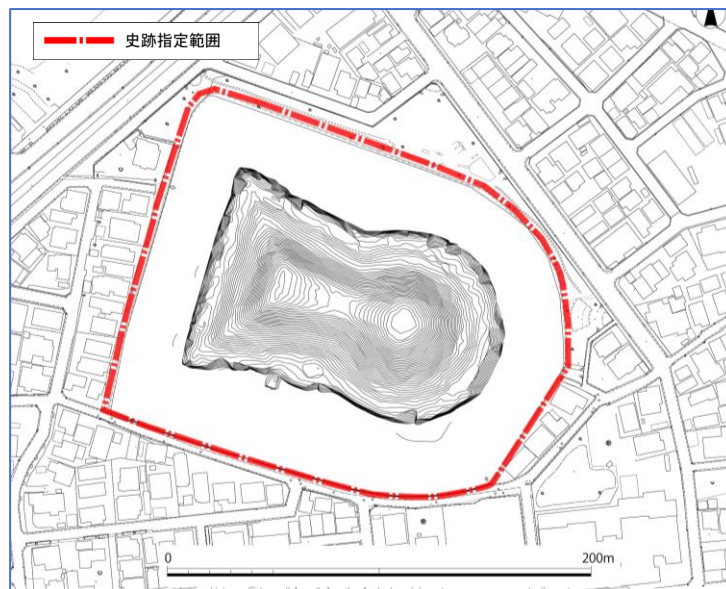
- ・ 「評価」を踏まえて、計画・事業の改善点を見いだす。
- ・ 必要があると認めるときは、計画・事業を見直す。

(4) 古墳カルテ

①いたすけ古墳 指定告示内容

種 別	史跡	史跡 統合・名称変更
名 称	いたすけ古墳	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳
所 在 地	大阪府堺市百舌鳥高田町（現在：北区百舌鳥本町3丁）	
地 域	393番の1, 394番（現在：340, 339 - 1, 339 - 2, 338）	
指 定 年 月 日	昭和31年5月15日	平成26年3月18日
告 示 番 号	文化財保護委員会告示第20号 （官報第8811号）	文部科学省告示第34号 （官報号外第55号）

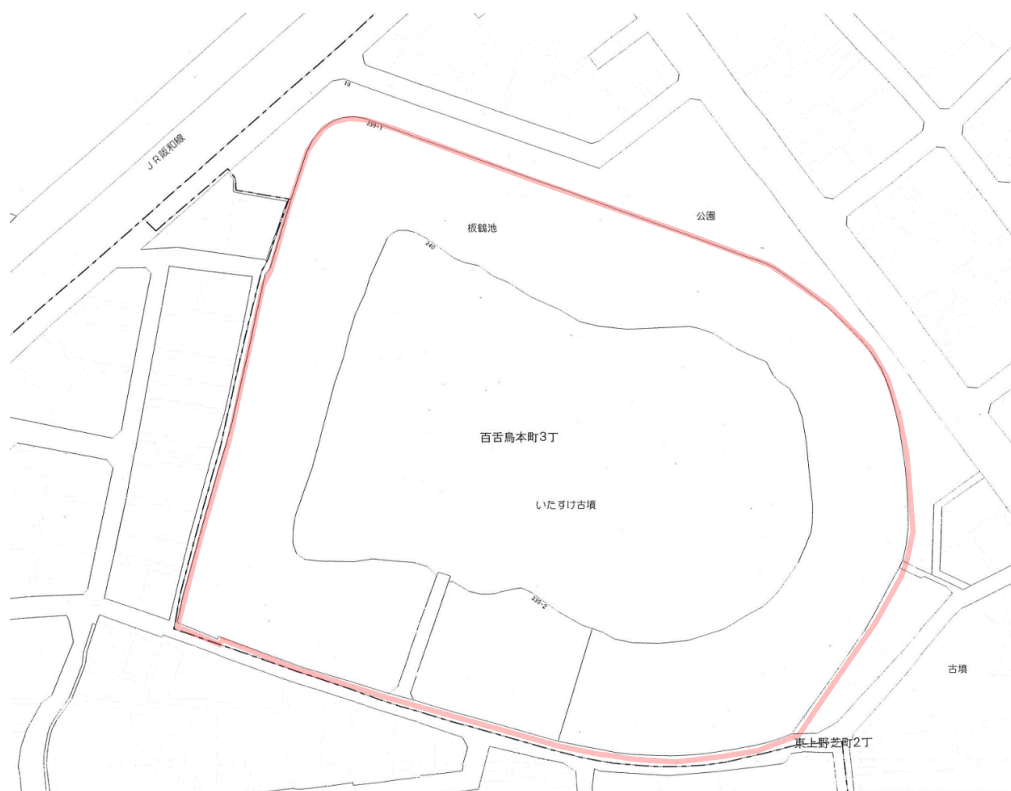
管 理 団 体	堺市（昭和 31 年 8 月 9 日）
指 定 説 明	「昭和 31 年指定時」 字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約 140m を有する宏壮な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。 「昭和 37 年『大阪府の文化財』」 国鉄阪和線の中にして西の履中天皇陵と相対し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。 古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかは竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から兜形埴輪の発見せられたことがあった。 世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。 「平成 26 年『月刊文化財』第 605 号」 いたすけ古墳は墳長 140m に達する前方後円墳であり、昭和 31 年 5 月に史跡指定された。
指定面積	29,977.08 m ²



航空写真（平成 19 年撮影）



航空写真（令和 3 年撮影）



地番参考図

古墳名 いたすけ古墳

百舌鳥古墳群のほぼ中央にある前方部を西に向けた前方後円墳で、古墳の周囲には盾形の周濠が巡り、濠の南側には堤が築かれている。周囲には善右エ門山古墳の他に、かつて播磨塚古墳・吾呂茂塚古墳が存在していた。

現状と課題

濠の周囲には安全防犯対策上、護岸・フェンスと門扉を設けて管理している。周濠は、水生植物の繁茂がみられる。この周濠の水については、防火用水として機能しており、水位の管理・調整は世界遺産課が行っている。前方部西側は外堤に沿って民家が並んでいる。墳丘上の樹木は昭和40年代に実施した大規模な刈込と近年の竹林・樹木伐採などの環境整備により、墳形が良好に視認できる。西方JR阪和線、大仙公園への眺望も良い。北隣のいたすけ公園に史跡標柱・説明板を設置している。

墳丘上では、後円部東側で拡大していた竹林の除去に取り組んでいる。墳丘裾は侵食が著しい。周濠は水の流入がなく滞留したままであり、堺市外来種アラートリストのコイやミシシippアカミミガメなどが生息するなど水質の悪化が近年顕著となってきた。水質改善の一環として、給水用井戸をいたすけ公園に設置し、濠水の循環を促している。

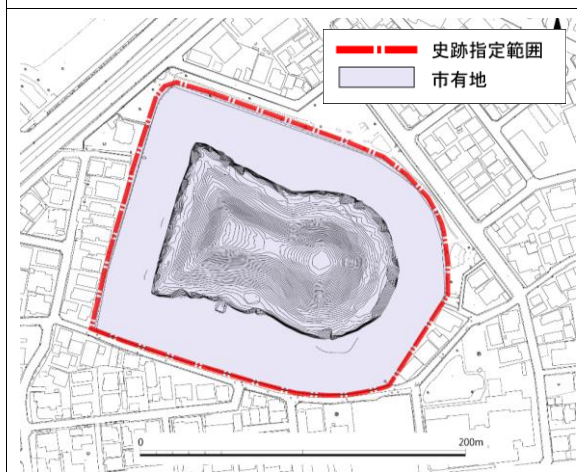
濠内には昭和30年(1955)頃に造成のために架けられた橋の残骸が残っている。この橋は、いたすけ古墳の当時の危機的状態を象徴し、市民などの保存運動により当古墳が守られたことを記念する存在である。



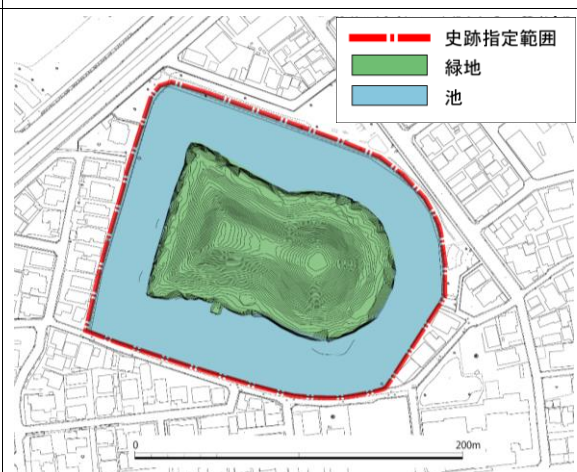
現状・課題



都市計画図



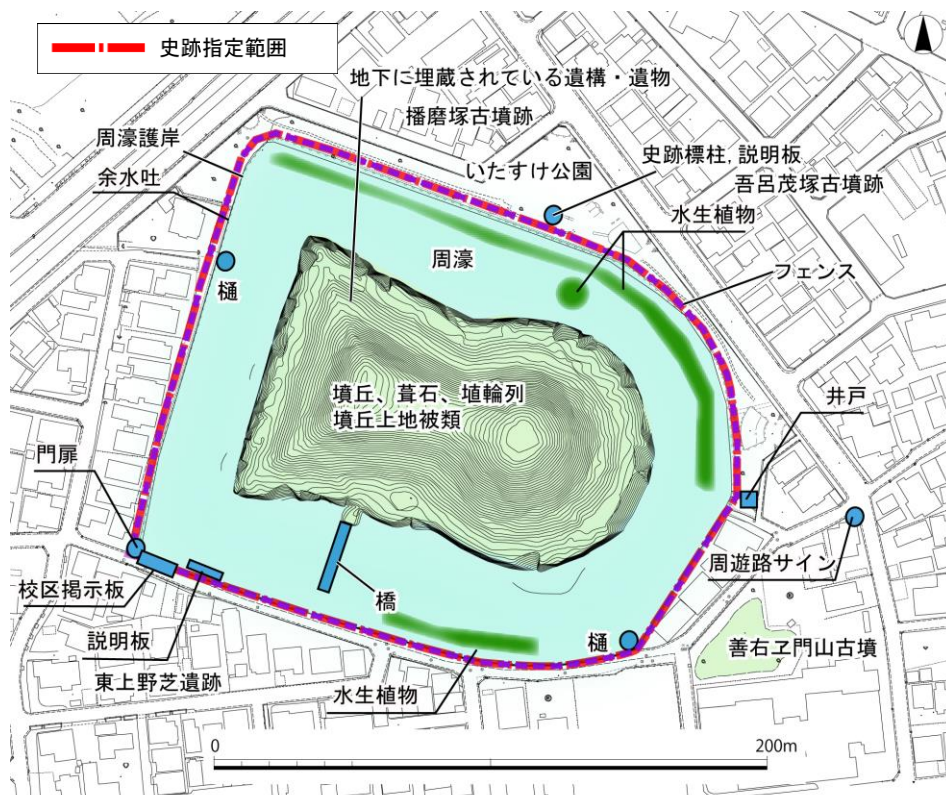
土地所有区分



土地利用状況図

①いたすけ古墳 諸要素一覧

史跡の構成要素 (指定地内)	指定地周辺の構成要素 (指定地外)
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の諸要素
墳丘、周濠、 埋葬施設、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	外堤
②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素以外の諸要素
ア) 歴史的環境を構成する諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素
イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊦一体的に歴史環境を構成 善右エ門山古墳、吾呂茂塚古墳跡、播磨塚古墳跡、東上野芝遺跡 ㊧その他の歴史文化遺産 ㊨本質的価値を保存管理するために必要 ㊩景観など自然環境を構成 いたすけ公園 ㊪情報発信や活用に必要な 周遊路サイン、説明板 (2 か所)
㊦本質的価値を保存管理するために必要な諸要素 史跡標柱、フェンス、門扉、周濠護岸、樋 (2 か所)、給水施設、余水吐 ㊧景観や環境形成に寄与しているもの 墳丘上地被類・樹木、水生植物 ㊨情報発信など活用に必要なもの	
ウ) 史跡とは関わらない要素	イ) その他の諸要素
水生植物、危険木、外来生物 (※) 橋、校区揭示板	



①いたすけ古墳 現状変更の履歴

年度	内容	備考（詳細）
平成 27 年	濠 水質浄化活動	
平成 27 年	フェンス支柱交換工事	
平成 28 年	濠 水質浄化活動	
平成 28 年	フェンス支柱交換工事	
平成 29 年	フェンス支柱交換工事	
平成 29 年	環境整備	墳丘上傾斜竹・樹木伐採
平成 30 年	環境整備	墳丘上樹木・竹間伐
平成 30 年	フェンス改修	
平成 30 年	説明板撤去	新設に伴い既存説明板の撤去
令和元年	環境整備	墳丘上竹間伐
令和 2 年	環境整備	墳丘上竹・樹木伐採
令和 3 年	給水管設置	史跡外に設置した井戸から径 2.5 cm 給水管を地上に配管し濠肩へ給水する
令和 3 年	公園改修	フェンス 2 か所の更新・雨水給排水施設の設置・整地及び碎石舗装工事
令和 3 年	木竹伐採	墳丘上樹木伐採

①いたすけ古墳 観察・点検表

観察者 _____ 観察日時 _____ 年 月 日 () _____

古墳名	説明板	巡回内容					
いたすけ古墳	有 2	☐	墳丘の観察	☐	説明板清掃	☐	濠のゴミ回収
	点検・観察 ポイント						その他
	☐ 墳丘裾部分の崩落状況 ☐ 樹木の繁茂状況 ☐ 周濠水深・水質 ☐ 蓮・葦の生育範囲 ☐ フェンスの破損						

諸要素			点検・観察 箇所	指摘事項	
史跡指定地内	①本質的価値を構成する諸要素		墳丘（前方後円墳）		
			周濠		
			埋葬施設・埴輪列・葺石		
			地下に埋蔵されている遺構・遺物		
	②本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡と密接に関わる諸要素		史跡標柱、説明板（2）	
				フェンス、門扉	
				給水施設	
				周濠護岸	
				樋(2)	
				墳丘上地被類	
				樹木	
		史跡とは関わらない要素		水生植物	
				外堤樹木	
				橋	
		校区揭示板			
史跡指定地外	①本質的価値と同等の諸要素		外堤		
	②本質的価値と同等の要素以外の諸要素	密接に関わる諸要素	いたすけ公園		
			周遊路サイン		
		その他			

巻 末 資 料

大阪府の文化財

関連法令

『大阪府の文化財』 大阪府文化財図録解説 88（史跡）いたすけ古墳
（刊行：大阪府教育委員会 昭和 37 年 3 月 31 日）

国鉄阪和線を中心して西の履中天皇陵と相対し、百舌鳥駅と上野芝駅との中間、線路東側に位置している。この地は洪積層の丘阜性台地の一部で、古典に河内石津原また百舌鳥耳原としてみえるところである。

古墳は主軸を東西にして、西面して営まれ、くびれ部には造出しがある。東西の長さ約一〇〇米、幅約五〇米、高一〇米強を測る。その墳丘は三段築成になるもので、それが水を湛えた外濠で取囲まれているが、この濠は所在地たる高田町部落の灌漑用水地となっている。現在における墳丘の林相は数種の松とくさぎなどの雑木のほかは竹藪となっている。古老の話ではかつては老松が繁茂していたが、五位鷲のために枯死したので、所有者が竹を植えて今日のように茂ってきたものであるという。墳丘には円筒埴輪の圍繞がみられ、形象埴輪の樹立もあって、その後円部頂上から甕形埴輪の発見せられたことがあった。

世界第一の大墳墓たる仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群を構成する主要な一墳であり、履中天皇陵の前方にあった大塚山古墳をはじめ附近にあった多くの古墳が取壊された今日、民有として、最大の古墳たる点において、またこの古墳を含む百舌鳥古墳群が古代史の最盛期を、文献を外にして如実に物語っているものとして、古市古墳群と相並んで日本における随一のものである。

関係法令

①文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)

(滅失、き損等)

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかったことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に

着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

②特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第 10 号)

(維持の措置の範囲)

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等に

ついて、法第 168 条第一項第一号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

- 2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

③文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日 政令第 267 号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務(法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。(中略)

2 (中略)

3 (中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第 115 条第 1 項に規定する管理団体(以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第 1 号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条第 1 項並びに同条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項及び第 4 項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が

150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
 - ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
 - ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
 - ニ 法第 130 条(法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 (中略)

6（中略）

7（後略）

④文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 80 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立合いを求めること。
 - ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更など

の実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会に許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道

路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 72 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (中略)

8 (中略)

9 (後略)